

# 認 証 基 準

取組項目		配点	備 考
1. 障がい者雇用率	2.7%以上～3.6%未満	1	※雇用率は、申請月の前月以前1年間の実績による。
	3.6%以上～5.4%未満	2	
	5.4%以上～7.2%未満	3	
	7.2%以上	4	
2. 授産製品等の販路拡大 ＋ [障がい者雇用率2.0%以上]	無償により授産製品等の販売スペース提供	1	※原則、申請月の前月以前1年間の実績があること
3. 授産事業所への優先発注 [年額](※1) ＋ [障がい者雇用率2.0%以上]	50万円以上～100万円未満(年額)	1	
	100万円以上～500万円未満(年額)	2	
	500万円以上(年額)	3	
4. 障がい者の職場実習 ＋ [障がい者雇用率2.0%以上]	常時受入	1	
5. 障がい者の職場定着 (平均雇用継続期間) ＋ [障がい者雇用率2.0%以上]	1年6ヶ月以上	1	
	3年以上	2	
6. そ の 他 ＋ [障がい者雇用率2.0%以上]	障がい者の就労支援に関し、特に寄与すると認められる取組について、北海道障がい者就労支援推進委員会に諮った上で、個別に認証 【例】 ①無償により授産製品等をインターネットで販売(一定のアクセス数が確保される場合に限る)(※2)(1点) ②ジョブコーチの配置(※3)(1点) ③障がい者を多数雇用する障がい者団体又は当制度での認証取得企業への優先発注(※1)(※4)	1 ～ 2	

※1：優先発注とは、あらかじめ、授産事業所等に対する契約予定額を優先契約枠として年度ごとに知事に届け出た上で、結果的に当該予定額以上の契約を授産事業所等と行うことをいう。

※2：一定のアクセス数とは、トップページの1日の平均アクセス数(直近1年間平均)が100件以上のものとする。

※3：ジョブコーチとは、障害者雇用促進法施行規則第20条の2の3第3項に規定する第2号職場適応援助者で、事業主が自ら当該事業所に配置するものをいう。

※4：認証取得企業への優先発注は、年額500万円以上の発注額を要件とする。